

防府市一次産業拠点整備基本設計・実施設計業務委託特記仕様書

1 業務概要

(1) 名称

防府市一次産業拠点整備基本設計・実施設計業務委託

(2) 業務内容

青果市場の移転に向けた基本構想（以下「基本構想」という。）の記載事項を踏まえ、次の業務を行う。なお、各業務の範囲は、別記2業務範囲イメージ図のとおりとなる。

- ① 建築工事及び付帯する土木工事の基本設計業務
- ② 建築工事（一部は模様替）実施に係る実施設計業務
- ③ 水産市場（山口県漁協防府地方卸売市場）に隣接する旧防府水産地方卸売市場の解体工事（一部は模様替を基本とし、それ以外の部分を解体）に係る設計業務
- ④ 駐車場整備（道の駅潮彩市場防府への動線となる緑地を含む。）に関する土木工事等の実施設計業務
- ⑤ その他①から④までの設計に必要となる地質調査、アスベスト含有調査など調査業務

(3) 対象施設整備の概要

① 施設名称

防府市一次産業拠点

（防府市公設青果物地方卸売市場機能としての卸売場棟、店舗棟及び倉庫棟）

② 用途種類

ア 卸売場棟（令和6年国土交通省告示第8号別添二類型第一号第2類）

イ 店舗棟（令和6年国土交通省告示第8号別添二類型第五号第1類）

ウ 倉庫棟（令和6年国土交通省告示第8号別添二類型第一号第1類）

(4) 委託期間

契約締結日から令和9年7月30日までとする。

- ① 基本設計：契約締結日から令和8年12月28日まで
- ② 建築実施設計：契約締結日から令和9年7月30日まで
- ③ 土木実施設計：契約締結日から令和9年7月30日まで

(5) 成果物の提出時期

- | | |
|------------------------------|----------|
| ・基本設計関係図書 | 令和8年12月末 |
| ※基本設計関係図書のうち都市計画変更手続に必要なもの | 令和8年10月末 |
| ※基本設計関係図書のうち予算編成に必要なもの | 令和8年11月末 |
| ・建築実施設計関係図書 | 令和9年7月末 |
| ※建築実施設計関係図書のうち建築確認申請手続に必要なもの | 令和9年6月末 |
| ・土木実施設計関係図書 | 令和9年7月末 |
| ※土木実施設計関係図書のうち工事業者選定手続に必要なもの | 令和9年5月末 |

(6) 中間報告の時期

中間報告は、概ね下記の時期を想定しているが、詳しくは契約後の協議により決定する。

- ①基本設計段階における予算編成に必要な概算事業費等（建築・土木） 令和8年11月
- ②その他監督職員が必要とするもの 別途指示

2 設計と条件

(1) 敷地の条件

① 敷地の場所

山口県防府市新築地町2番1の一部、2番2及び2番3

② 敷地の面積

約24,000.00㎡（2番1の一部）

8,520.00㎡（2番2）

8,520.00㎡（2番3）

③ 用途条件及び地区の指定

市街化区域、準工業地域（建ぺい率60%、容積率200%）

※「2(1)② 敷地の面積」のうち、2番2及び2番3は、水産市場として都市計画決定済のため、青果市場の移転に当たっては、都市計画の変更手続が必要

※「2(1)② 敷地の面積」のうち、2番1の一部は、三田尻中関港の港湾区域となるため、港湾管理者との協議が必要

(2) 施設の条件

① 施設の規模・構造

ア 延床面積

卸売場棟 約1,800㎡（左記のうち、模様替部分約950㎡を予定）

店舗棟 約330㎡

倉庫棟 約500㎡

イ 階数

卸売場棟 2階建を想定

店舗棟・倉庫棟 平屋建を想定

ウ 構造等

基本設計業務において、比較検討（長所、短所、工事工程、工事費概算算出等）を行い、決定する。なお、卸売場棟の模様替予定部分は、鉄骨造となっている。

エ 耐震安全性の分類

「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準（平成25年3月29日付け国営計第126号、国営整第198号、国営設第135号）」による耐震安全性の分類は次のとおりとする。

- a. 構造体 II類（店舗棟・倉庫棟はIII類とする）
- b. 建築非構造部材 B類
- c. 建築設備 乙類

② 附帯施設

- ア 道の駅潮彩市場防府の駐車場（新築地町2番2及び2番3の一部）
基本設計業務において協議する。
- イ 道の駅潮彩市場防府西側の大駐車場及び緑地（新築地町2番1の一部）
基本設計業務において協議する。
- ウ 道の駅潮彩市場防府南側のエプロン【岸壁との間の通路】（新築地町2番1の一部）
基本設計業務において協議する。

(3) 建設の条件

① 概算事業費

16億円程度

※設計費、調査費、工事監理費、備品（保冷库等）購入費は除く。

※解体費、外構費、駐車場整備費等を含む。

※アスベスト含有材料の影響がある場合、撤去費等の加算を含む。

3 業務仕様

特記仕様書に記載されていない事項は、「公共建築設計業務委託共通仕様書」（最新版）又は「山口県業務委託共通仕様書」（最新版）による。

(1) 設計内容及び範囲

① 一般業務

ア 基本設計

- ・ 建築（総合）基本設計に関する標準業務
- ・ 建築（構造）基本設計に関する標準業務
- ・ 電気設備基本設計に関する標準業務
- ・ 機械設備（昇降機設備を含む）基本設計に関する標準業務

※標準業務には、外構、駐車場整備の設計を含む。

イ 実施設計

- ・ 建築（総合）実施設計に関する標準業務
- ・ 建築（構造）実施設計に関する標準業務
- ・ 電気設備実施設計に関する標準業務
- ・ 機械設備（昇降機設備を含む）実施設計に関する標準業務

※標準業務には、外構、駐車場整備の設計を含む。

② 追加業務

ア 積算業務（積算数量算出表の作成、単価作成資料の作成、見積の徴取、見積検討資料の作成）

- ・ 建築積算
- ・ 電気設備積算
- ・ 機械設備積算
- ・ 土木積算

イ 透視図作成

- ・鳥瞰、外観、内観（基本設計、実施設計ともA3判、各3面）
うちアルミ枠付1組
- ・電子データ付

ウ 各種計画・申請・届出手続等業務（手数料納付は含まず）

以下をはじめとする必要な申請・届出等の手続業務

- ・都市計画法に基づく都市計画変更に関わる申請等業務
- ・都市計画法に基づく開発行為に関わる申請等業務
- ・建築確認申請等業務
- ・経済産業省の認可申請に係る資料の作成及び申請手続業務
- ・省エネルギー関係計算書の作成及び申請手続業務
- ・土壌汚染対策法関係手続
- ・防府市景観条例関連手続

エ 地質調査業務（敷地内）

オ 各種調査業務

- ・既存建物設備調査（インフラ等の敷設状況）
- ・アスベスト調査分析結果報告（調査想定箇所15箇所）

カ 解体実施設計業務

- ・建築物（設備込）、工作物解体図面作成
- ・解体工事積算業務
- a 旧防府水産地方卸売市場（模様替を予定する約950㎡を除く）
延床面積約520㎡、S造・平屋建
- b その他敷地内で指定する建築物及び工作物

キ 解体に係る構内設備の盛り替え

ク リサイクル計画書の作成

ケ 概略工事工程表の作成

コ 構内情報通信網設備に係る検討

サ 排水処理設備に係る検討

シ 工事期間中の潮彩エリア内の事業者の営業継続に伴う対応の検討

※各業務の詳細については、基本設計の中で協議する。

(2) 業務の実施

① 一般事項

- ・基本設計業務は、提示された設計と条件及び適用基準に基づいて行う。
- ・実施設計業務は、提示された設計と条件、基本設計図書及び適用基準に基づいて行う。
- ・積算業務は、監督職員の承諾を受けた実施設計図書及び適用図書に基づいて行う。
- ・設計に当たっては、工事現場の生産性向上（省人化及び工事日数短縮）に配慮する。

- ・「建設工事公衆災害防止対策要綱」（令和元年国土交通省告示第496号）に基づき、現場の施工条件を十分に調査した上で、施工時における公衆災害の発生防止に努めるとともに、施工時に留意すべき事項がある場合には、成果物に明示する。
- ・「働き方改革に配慮した公共建築設計業務委託のためのガイドライン」（令和2年10月全国営繕主管課長会議）を踏まえ、手戻り防止のための設計業務のプロセス管理に努める。

② 適用基準等

本業務の実施に当たっては、建築基準法その他の関係法令並びにその他これに基づく条例及び規則の規定によるほか、下記の基準等に準拠する。

なお、各基準等の年版については最新版によるものとする。

ア 共通

- ・官庁施設の基本的性能基準
- ・官庁施設の設計段階におけるコスト管理ガイドライン
- ・官庁施設の総合耐震・対津波計画基準
- ・官庁施設の総合耐震診断・改修基準
- ・官庁施設の環境保全性基準
- ・官庁施設のユニバーサルデザインに関する基準
- ・官庁施設の防犯に関する基準
- ・建築物等の利用に関する説明書作成の手引き（本編）
- ・地球温暖化対策に寄与するための官庁施設の利用の手引き
- ・官庁営繕事業に係る電子納品運用ガイドライン
- ・建築設計業務等電子納品要領
- ・高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律及び山口県福祉のまちづくり条例

イ 建築

- ・建築工事設計図書作成基準
- ・建築工事設計図書作成基準の資料
- ・建築設計基準
- ・建築設計基準の資料
- ・建築構造設計基準
- ・建築構造設計基準の資料
- ・構内舗装・排水設計基準
- ・構内舗装・排水設計基準の資料
- ・建築工事標準詳細図
- ・敷地調査共通仕様書
- ・公共建築工事標準仕様書（建築工事編）
- ・公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）

- ・ 建築工事設計図書作成基準
- ・ 建築工事設計図書作成基準の資料
- ・ 建築物解体工事共通仕様書

ウ 建築積算

- ・ 公共建築数量積算基準
- ・ 公共建築工事積算基準
- ・ 公共建築工事共通費積算基準
- ・ 公共建築工事積算基準等資料
- ・ 公共建築工事標準単価積算基準
- ・ 公共建築工事内訳書標準書式（建築工事編）
- ・ 公共建築工事見積標準書式（建築工事編）
- ・ 営繕工事積算チェックマニュアル

エ 設備

- ・ 建築設備計画基準
- ・ 建築設備設計基準
- ・ 建築設備工事設計図書作成基準
- ・ 公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）
- ・ 公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）
- ・ 公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）
- ・ 公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編）
- ・ 公共建築設備工事標準図（電気設備工事編）
- ・ 公共建築設備工事標準図（機械設備工事編）
- ・ 建築設備耐震設計・施工指針（(一財)日本建築センター）
- ・ 雨水利用・排水再利用設備計画基準
- ・ 建築設備設計計算書作成の手引
- ・ 空気調和システムのライフサイクルエネルギーマネジメントガイドライン
- ・ 高圧受電設備規程（日本電気技術規格委員会）
- ・ 公共施設用照明器具（(社)日本照明器具工業会）

オ 設備積算

- ・ 公共建築設備数量積算基準
- ・ 公共建築工事内訳書標準書式（設備工事編）
- ・ 公共建築工事見積標準書式（設備工事編）

カ 土木

- ・ 山口県業務委託共通仕様書
- ・ 道路事業設計マニュアル（山口県）
- ・ 道路整備技術の手引き
- ・ 道路舗装設計マニュアル（案）
- ・ 詳細設計照査要領

- ・道路の構造の技術的基準等を定める条例（山口県条例第五十二号）
- ・道路事業の施行等の運用について（通知）
- ・山口県公共測量作業規定
- ・一公共測量一作業規程の準則
- ・一公共測量一作業規程の準則 解説と運用
- ・道路構造令の解説と運用
- ・道路土工構造物技術基準
- ・道路土工 道路土工要綱
- ・道路土工 盛土工指針
- ・道路土工 切土工・斜面安定工指針
- ・道路土工 カルバート工指針
- ・道路土工 擁壁工指針
- ・道路土工 軟弱地盤対策工指針
- ・道路土工 土質調査指針
- ・防護柵の設置基準・同解説
- ・舗装設計便覧
- ・舗装調査・試験法便覧
- ・小構造物標準設計図集
- ・建設省制定土木構造物標準設計第1巻（側溝類・暗渠類）
- ・建設省制定土木構造物標準設計第2巻（擁壁類）
- ・改訂 平面交差の計画と設計 基礎編
- ・平面交差の計画と設計 一応用編一 2007
- ・地盤調査の方法と解説
- ・地盤材料試験の方法と解説
- ・駐車場設計・施工指針
- ・ボーリング柱状図作成要領（案）
- ・開発許可ハンドブック（山口県）
- ・盛土ハンドブック（山口県）

キ 土木積算

- ・山口県土木工事共通仕様書
- ・設計標準歩掛表（一般共通編）
- ・設計標準歩掛表（道路編・電気（電気通信）編・河川編・機械設備編）
- ・設計標準歩掛表（公園緑地編・公園編）
- ・設計標準歩掛表（運用編）
- ・土木工事数量算出要領（案）

ク その他

- ・上記以外で、H A C C P（ハサップ）に沿った衛生管理など業務遂行上、必要と認められるもの

③ 業務計画書

受注者は、以下の内容を記載した業務計画書を監督職員に提出すること。

- ア 業務の実施方針
- イ 打合せ（段階確認）計画
- ウ 業務工程表
- エ 業務実施体制（各技術者、協力者の氏名、担当分野等）

④ 打合せ及び記録

打合せは次の時期に行い、速やかに記録を作成し、監督職員に提出すること。

- ア 業務着手時
- イ 監督職員又は管理技術者が必要と認めた時
- ウ その他（業務進捗状況工程表を毎月提出）

⑤ 書面手続

設計仕様書（質問回答書、現場説明書、別冊の図面、特記仕様書及び共通仕様書をいう。以下同じ。）において書面で行わなければならないとされている受発注者間の手続（以下「書面手続」という。）の方法は、原則として「ア オンラインによる場合」による。ただし、受注者の通信環境の事情等によりオンライン化が困難な場合は「イ オンライン化が困難な場合」による。

ア オンラインによる場合

書面手続は、押印を省略し、電子メール等を利用する場合は a、情報共有システムを利用する場合は b による。

a 電子メール等を利用する場合

- ・ 業務着手後の面談等において、受発注者間で電子メールの送受信を行うものを特定し、氏名、電子メールアドレスおよび連絡先を共有すること。電子メールの送信は、原則として、共有したもののうち複数の者に対して行うこと。
- ・ 受信した電子メールについては、送信者の電子メールアドレスが業務着手後の面談等時に共有したものと同一であるか確認すること。
- ・ ファイルの容量が大きく、電子メールでの送受信が困難な場合は、業務着手後の面談等時に共有した者の間で、監督職員が指定する大容量ファイル転送システムを用いることができる。

b 情報共有システムを利用する場合

- ・ 本業務は、受注者が希望する場合、監督職員と協議の上、情報共有システムの活用を行うことができる。
- ・ 受注者は、本業務で利用する情報共有システムを選定し、監督職員と協議の上、承諾を得なければならない。
- ・ 業務着手後の面談等において、受発注者双方の情報共有システム利用者を特定し、氏名及び連絡先を共有すること。
- ・ 受発注者は、情報共有システムを利用するための ID 及びパスワードの管理を徹底すること。

- ・ 本業務で利用する情報共有システムは「業務履行期間中における受発注者間の情報共有システム機能要件 2021 版営繕業務編」の要件を満たすものとする。
- ・ 利用期間、データ保存容量及びシステム想定人数（ライセンス ID 数）については、監督職員と協議し、承諾を得ること。

イ オンライン化が困難な場合

書面手続は押印の省略を可とし、押印を省略する場合、書面に、責任者及び担当者の氏名及び連絡先を記載する。ただし、業務着手後の面談等における受発注者相互の本人確認以降、受発注者間の面談等において提出される書面については、押印の省略に当たって責任者及び担当者の氏名及び連絡先を記載しなくてもよい。

ウ その他

- 「ア オンラインによる場合」で用いる電子データが最終版であることを明示するなどの版管理の運用方法を受発注者間で協議し、定めること。
- 検査は、書面手続に電子メールを利用した場合は受注者が保管した電子データで、情報共有システムを利用した場合は同システムに保存したデータで行う。
- 電子成果品として納品する場合の電子データの仕様等については、「営繕業務電子納品要領」によることを原則とする。

⑥ 情報管理体制の確保

ア 受注者は、本業務に関して発注者から貸与された情報その他知り得た情報であって、発注者が保護を要さないことを同意していない一切の非公表情報（以下「要保護情報」という。）を取り扱う場合は、当該情報を適切に管理するため、情報取扱者名簿及び情報管理体制図を作成・提出し、発注者の同意を得なければならない。また、記載内容に変更が生じる場合も、同様に作成・提出の上、あらかじめ発注者の同意を得なければならない。

イ 受注者は、要保護情報について、情報取扱者以外の者に使用、閲覧又は漏えいさせてはならない。

ウ 受注者は、要保護情報の漏えい等の事故やおそれが判明した場合については、履行中・履行後を問わず、事実関係等について直ちに発注者へ報告すること。なお、報告がない場合でも、情報漏えい等の懸念がある場合は、発注者が行う報告徴収や調査に応じること。

⑦ 図面作成上の留意点

図面等の作成に当たっては、機密性の確保が求められる情報が分かる標記のあるものが必要最小限となるよう（例えば、機密性の確保が求められる室の用途が特定される室名等を表記しない。）、図面等の作成開始当初から留意する。また、機密性の確保が求められる情報がわかる表記のある図面等については、監督職員の指示により、機密性の確保に支障をきたす詳細等の情報を表記しない図面等も併せて作成する。

⑧ 成果物等の情報の適正な管理

ア 次に掲げる措置その他必要となる措置を講じ、契約書の秘密の保持等の規定を遵守のうえ、成果物等の情報を適正に管理する。なお、発注者は措置の実施状況について報告を求めることができる。また、不十分であると認められる場合には、是正を求めることができるものとする。

成果物等とは、

- a 業務の成果物（未完成の成果物を含む。）
- b その他業務の実施のため、作成され、又は交付、貸与等されたもの等とし、紙媒体によるもののほか、これらの電子データ等を含むものとする。
 - ・ 発注者の承諾無く、成果物等の情報を業務の履行に関係しない第三者に閲覧させる、提供するなど（ホームページへの掲載、書籍への寄稿等を含む。）しない。
 - ・ 業務の履行のための協力者等への成果物等の情報の交付等は、必要最小限の範囲について行う。
 - ・ 成果物等の情報の送信又は運搬は、業務の履行のために必要な場合のほかは、発注者が必要と認めた場合に限る。また、必要となる情報漏洩防止を図るため、電子データによる送信又は運搬に当たってのパスワードによる保護、情報の暗号化等必要となる措置を講ずる。
 - ・ サイバー攻撃に対して、必要となる情報漏洩防止の措置を講ずる。
 - ・ 貸与品等の情報については、業務の履行に必要な範囲に限り使用するものとし、監督職員の認めた期限までに返却する。また、複製等については、適切な方法により消去又は廃棄する。
 - ・ 契約の履行に関して知り得た秘密については、その保持が求められるものとなるので特に取り扱いに注意する。

イ 成果物等の情報の紛失、盗難等が生じたこと又は生じたおそれが認められた場合は、速やかに発注者に報告し、状況を把握するとともに、必要となる措置を講ずる。

ウ 上記ア及びイの規定は、契約終了後も対象とする。

エ 上記ア、イ及びウの規定は、協力者等に対しても対象とする。

⑨ その他

- ・ 業務上、既存施設への立入調査等が必要な場合は、監督職員と調整を行うこと。
- ・ 基本設計及び実施設計の過程において、施設関係者や市議会等への説明（説明会を含む）を行う際は、資料作成、開催通知、説明会参加等に協力すること。
- ・ 国の「地域未来交付金」の活用による「拠点整備事業」として事業実施を行う予定であり、当該交付金の申請に必要な書類がある場合、資料作成に協力すること。
- ・ 本業務が完了した後であっても、発注者からの設計内容に関する質疑・問い合わせに対して、速やかに回答を行うこと。
- ・ 本特記仕様に定めのない事項について疑義が生じた場合は、監督職員と協議の上、業務を遂行するものとする。

(3) 成果物

① 成果物の提出場所（防府市産業振興部農林水産振興課）

提出は、印刷物のほか可能な範囲で電子データとし、CD-R等で提出のこと。
(データ形式は、協議による。)

② 成果物の取り扱いについて

提出されたCADデータ等については、当該施設に係る工事の請負業者に貸与し、当該工事における施工図の作成、当該施設の完成図の作成及び完成後の維持管理に使用することがある。

③ 写真の著作権の権利等について

受注者は写真の撮影を再委託する場合は、次の事項を条件とすること。

ア 写真は、市が行う事務並びに市が認めた公的機関の広報に無償で使用することができる。この場合において、著作者名を表示しないことができる。

イ 次に掲げる行為をしてはならない（ただし、あらかじめ発注者の承諾を受けた場合は、この限りではない。）。

- ・ 写真を公表すること。
- ・ 写真を他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡すること。

④ 業務実績情報の登録について

請負金額500万円以上の業務については、業務完了後10日（ただし、土・日曜及び祝日等は除く）以内に、公共建築設計者情報システム（PUBDIS）に「業務カルテ」を登録する。なお、登録に先立ち、監督職員の確認を受ける。

⑤ 基本設計

内容	適用 (部数、サイズ、縮尺、製本形態等)
【建築（総合）】 計画説明書 仕様概要書 仕上概要表 面積表及び求積図 敷地案内図 配置図 平面図（各階） 断面図 立面図（各面） 矩計図（主要部） 防災計画 セキュリティ計画 省エネルギー計画、環境配慮計画	監督職員と協議の上 決定すること。

ユニバーサルデザイン計画 工事費概算書	
【建築（構造）】 構造計画説明書 構造設計概要書 工事費概算書	監督職員と協議の上 決定すること。
【電気設備】 電気設備計画説明書 電気設備設計概要書 工事費概算書	監督職員と協議の上 決定すること。
【機械設備】 機械設備計画説明 機械設備設計概要書 工事費概算書	監督職員と協議の上 決定すること。
【土木】 土木工事計画説明 土木工事設計概要書 工事費概算書	監督職員と協議の上 決定すること。
【その他】 概略工事工程表 仮設計画概要書 工事費概算書 関係法令チェックリスト 透視図 LCC計算書 協議簿、各種会議録 その他監督職員が必要と認めるもの	監督職員と協議の上 決定すること。

⑥ 実施設計

内容	適用 (部数、サイズ、 縮尺、製本形態等)
【建築（総合）】 建築物概要書 特記仕様書 仕上表 面積表及び求積図	監督職員と協議の上 決定すること。

敷地案内図 配置図 平面図（各階） 断面図 立面図（各面） 矩計図 展開図 天井伏図（各階） 平面詳細図 部分詳細図（断面含む） 建具表 外構図（附帯施設を含む） 総合仮設計画図 造作家具図 確認申請図書 消防計画書 その他工事に必要な図書等	
【建築（構造）】 特記仕様書 伏図（各階） 基礎配筋図 構造基準図 軸組図 部材断面表 各部断面図 標準詳細図 各部詳細図 スリーブ図 構造計算書 その他工事に必要な図書等	監督職員と協議の上 決定すること。
【電気設備】 特記仕様書 敷地案内図 配置図 電灯設備図 照明器具姿図 動力設備図	監督職員と協議の上 決定すること。

<p>電気自動車用充電設備図 電熱設備図 雷保護設備図 受変電設備図 非常電源設備図 構内情報通信網設備図 構内交換設備図 情報表示設備図 映像・音響設備図 拡声設備図 誘導支援設備図 テレビ共同受信設備図 監視カメラ設備図 駐車場管制設備図 防犯・入退室管理設備図 火災報知設備図 中央監視制御設備図 構内配電線路図 構内通信線路図 引込開閉器結線図 仮設計画図 各種系統図 電気設備設計計算書 昇降機設備設計計算書 確認申請図書 その他工事に必要な図書等</p>	
<p>【機械設備】 特記仕様書 敷地案内図 配置図 空気調和設備図 換気設備図 排煙設備図 自動制御設備図 器具表 衛生器具設備図 屋外給排水設備図 屋内給排水設備図</p>	<p>監督職員と協議の上 決定すること。</p>

中水設備図 桝リスト、勾配図 給湯設備図 消火設備図 厨房設備図 ガス設備図 浄化槽設備図 昇降機設備図 仮設計画図 各種系統図 機械設備設計計算書 確認申請図書 その他監督職員が必要と認めるもの	
【土木】 特記仕様書 平面図 詳細平面図 横断面図 構造図 仮設図 構造計算書 数量計算書 土質調査報告書 埋設物調査資料 調査渉外事務記録一覧表 その他監督職員が必要と認めるもの	監督職員と協議の上 決定すること。
【資料】 各種技術資料 打合せ記録簿、各種会議録 その他監督職員が必要と認めるもの	監督職員と協議の上 決定すること。

⑦ 追加業務

内容	適用 (部数、サイズ、 縮尺、製本形態等)
【積算】 建築工事積算書	監督職員と協議の上 決定すること。

<p> 建築工事設計内訳書 建築工事積算数量算出書 単価作成資料 見積書等関係資料 電気設備工事積算書 電気設備工事設計内訳書 電気設備工事積算数量算出書 単価作成資料 見積書等関係資料 機械設備工事積算書 機械設備工事設計内訳書 機械設備工事積算数量算出書 単価作成資料 見積書等関係資料 解体工事積算書 解体工事設計内訳書 解体工事積算数量算出書 単価作成資料 見積書等関係資料 土木工事積算書 土木工事設計内訳書 土木工事積算数量算出書 単価作成資料 見積書等関係資料 その他監督職員が必要と認めるもの </p>	
<p> 【透視図】 透視図 </p>	<p>監督職員と協議の上決定すること。</p>
<p> 【各種申請・届出手続き】 省エネルギー関係計算書 開発行為に関わる申請書類 計画通知（確認済証） 性能評価書、大臣認定書 その他監督職員が必要と認めるもの </p>	<p>監督職員と協議の上決定すること。</p>

<p>【解体】</p> <p>特記仕様書</p> <p>配置図</p> <p>撤去対象物意匠図</p> <p>撤去対象物構造図</p> <p>撤去対象物設備図</p> <p>外構撤去図</p> <p>土留め計画図</p> <p>敷地整備図</p> <p>特別管理産業廃棄物等分析報告書</p> <p>特別管理産業廃棄物等撤去図</p> <p>仮設計画図</p> <p>その他監督職員が必要と認めるもの</p>	<p>監督職員と協議の上 決定すること。</p>
<p>【その他】</p> <p>コスト縮減検討報告</p> <p>リサイクル計画書</p> <p>LCC計算書</p> <p>防災計画書</p> <p>概略工事工程表</p>	<p>監督職員と協議の上 決定すること。</p>

(注)

- ・構造の成果物は、総合実施設計の成果物の中に含めることができる。
- ・積算数量調書、単価資料等の作成は、営繕積算システム RIBC2（（一財）建築コスト管理システム研究所）「内訳書作成システム」による。
- ・設計図は、適宜、追加してもよい。
- ・成果物は、監督職員の指示により、製本とする。
- ・「CD-Rによる提出」が特記された成果物等は電子納品の対象とし、電子納品に当たっては、「建築設計業務等電子納品要領」及び「官庁営繕事業に係る電子納品運用ガイドライン【営繕業務編】」による。
 なお、「CD-Rによる提出」が特記されていない成果物等を電子納品の対象とする場合は、監督職員と受注者で協議（ガイドライン「4. 業務着手時の協議」による。）を行う。
- ・電子成果品のファイル形式は「建築設計業務等電子納品要領」「5 ファイル形式」によるほか、オリジナルファイルも提出する。
 なお、オリジナルファイルのファイル形式については監督職員と協議する。
- ・BIMモデルを成果品として提出する場合は、「BIM適用事業における成果品作成の手引き（案）」による。
- ・電子媒体（CD-R）の提出部数は（1）部とする。

- ・新築及び増築に係る工事費概算書の作成は、「官庁施設の設計段階におけるコスト管理ガイドライン」による。
- ・概略工事工程表の作成に当たっては、「工期に関する基準」（令和 2 年 7 月 20 日中央建設業審議会決定）、「公共建築工事における工期設定の基本的考え方」（平成 30 年 2 月）を参照し、適正な工期を設定する。